3　国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律（以下「給与改定法」という。）附則第十条第一項に規定する自衛官及び事務官等に対する前二項の規定の適用については、これらの規定中「平成二十四年四月一日」とあるのは、「平成二十四年十月一日」とする。

（平成二十四年四月一日における号俸の調整に係る年齢等）

第二条　給与改定法附則第九条第一項に規定する政令で定める年齢は、三十六歳とする。

2　給与改定法附則第九条第一項において読み替えて準用する給与改定法附則第八条第一項に規定する調整の必要があるものとして政令で定める職員及び特に調整の必要があるものとして政令で定める職員については、一般職に属する国家公務員の例による。

（最高号俸を超える俸給月額を受ける医師又は歯科医師である自衛官についての加算額）

第三条　給与改定法附則第九条第二項に規定する政令で定める額は、同項に規定する医師又は歯科医師である自衛官の属する階級（当該階級が陸将、海将又は空将である場合にあっては防衛省の職員の給与等に関する法律別表第二の陸将補、海将補及び空将補の㈢欄をいい、当該階級が一等陸佐、一等海佐又は一等空佐である場合にあっては同表の一等陸佐、一等海佐及び一等空佐の㈠欄、㈡欄又は㈢欄をいう。）における最高の号俸による額とその直近下位の号俸による額との差額に相当する額（同条第一項において読み替えて準用する給与改定法附則第八条第一項の規定により特に調整の必要があるものとされた医師又は歯科医師である自衛官にあっては、当該額に二を乗じて得た額）とする。

（給与改定法附則第十条第一項の特別の定め）

第四条　給与改定法附則第十条第一項に規定する自衛官及び事務官等については、平成二十四年九月三十日までの間、給与改定法第十九条の規定は、適用しない。

附　則

この政令は、平成二十四年四月一日から施行する。

防衛大臣　田中　直紀
内閣総理大臣　野田　佳彦

府　令

○内閣府令第十二号

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の一部を改正する法律（平成二十二年法律第三十号）及び放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成二十四年政令第七十号）の施行に伴い、並びに放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和三十二年法律第百六十七号）第十八条第五項及び第四十二条第一項並びに放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行令（昭和三十五年政令第二百五十九号）第十七条において準用する同令第十六条の規定に基づき、放射性同位元素等の運搬の届出等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十四年三月二十八日

内閣総理大臣　野田　佳彦

放射性同位元素等の運搬の届出等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令

放射性同位元素等の運搬の届出等に関する内閣府令（昭和五十六年総理府令第三十号）の一部を次のように改正する。

第一条中「放射性同位元素によつて汚染された物」を「放射性汚染物」に改める。

第五条中「許可廃棄業者」の下に「（法第二十八条第七項の規定により許可届出使用者、届出販売業者、届出賃貸業者又は許可廃棄業者とみなされる者を含む。）」を加える。

別記様式第一の注1中「、許可廃棄業者」を「若しくは許可廃棄業者（これらの者とみなされる者を含む。以下同じ。）」に改める。

附　則

この府令は、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成二十四年四月一日）から施行する。

○内閣府令第十三号

貸金業の規制等に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成十九年政令第三百二十九号）附則第二十条第二項第一号ハの規定に基づき、貸金業の規制等に関する法律施行令の一部を改正する政令附則第二十条第二項第一号ハに規定する会社に関する内閣府令を次のように定める。

平成二十四年三月二十八日

内閣総理大臣　野田　佳彦

貸金業の規制等に関する法律施行令の一部を改正する政令附則第二十条第二項第一号ハに規定する会社に関する内閣府令

貸金業の規制等に関する法律施行令の一部を改正する政令附則第二十条第二項第一号ハに規定する会社に関する内閣府令

貸金業の規制等に関する法律施行令の一部を改正する政令附則第二十条第二項第一号ハに規定する内閣府令で定めるところにより連結してその計算書類その他の書類を作成するものとされる会社は、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号）第二条第四号に規定する連結子会社並びに持分法（同条第八号に規定する持分法をいう。）が適用される非連結子会社（同条第六号に規定する非連結子会社をいう。）及び関連会社（同条第七号に規定する関連会社をいう。）とする。

附　則

この府令は、貸金業の規制等に関する法律施行令の一部を改正する政令の一部を改正する政令（平成二十四年政令第七十一号）の施行の日から施行する。

省　令

○財務省令第十八号

租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第九十条の十二の規定に基づき、租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年三月二十八日

財務大臣　安住　淳

租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令

租税特別措置法施行規則（昭和三十二年大蔵省令第十五号）の一部を次のように改正する。

第四十条の二第十項第二号中「第三条第六号」の下に「から第八号まで」を、「平成二十二年度燃費基準二十五パーセント向上達成車」の下に「、平成二十二年度燃費基準三十八パーセント向上達成車又は平成二十二年度燃費基準五パーセント向上達成車」を加え、同条第十三項第二号中「第三条各号に掲げる基準のいずれかに適合すること」を「第四条に規定する平成二十七年度燃費基準達成・向上達成レベルが百以上であること」に改め、「平成二十七年度燃費基準五パーセント向上達成車、平成二十七年度燃費基準十パーセント向上達成車又は平成二十七年度燃費基準二十パーセント向上達成車」を加え、同条第十八項第一号中「第三条第六号」の下に「から第八号まで」を、「平成二十二年度燃費基準二十五パーセント向上達成車」の下に「、平成二十二年度燃費基準三十八パーセント向上達成車又は平成二十二年度燃費基準五十パーセント向上達成車」を加え、同条第二十項及び第二十二項中「第三条各号に掲げる基準のいずれかに適合する」を「第四条に規定する平成二十七年度燃費基準達成・向上達成レベルが百以上である」に改め、「平成二十七年度燃費基準達成車」の下に「、平成二十七年度燃費基準五パーセント向上達成車、平成二十七年度燃費基準十パーセント向上達成車、平成二十七年度燃費基準二十パーセント向上達成車」を加え、同条第二十四項中「第三条ただし書に規定する基準エネルギー消費効率（乗用車判断基準告示1―1⑷に掲げる基準エネルギー消費効率を除く。）」を「第五条第二項第二号に掲げる自動車以外の自動車であつて、実施要領第四条に規定する平成二十七年度燃費基準達成・向上達成レベルが百」に改め、「平成二十七年度燃費基準達成車」の下に「、平成二十七年度燃費基準五パーセント向上達成車、平成二十七年度燃費基準十パーセント向上達成車又は平成二十七年度燃費基準二十パーセント向上達成車」を加え、同条第二十七項中「第三条ただし書に規定する基準エネルギー消費効率（乗用車判断基準告示1―1⑷に掲げる基準エネルギー消費効率を除く。）」を「第五条第二項第一号に掲げる自動車以外